2026年 11 月 2 日

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組状況

余市町農業協同組合

余市町農業協同組合（以下、「当組合」という）は下記の理念を掲げております。

≪経営理念≫

～　人と人との“繋”がりを大切にし、多様な形態の農業を次代に“繋”ぐ　～

人と人との繋がりが希薄化している中、農業の魅力を通じて、組合員・消費者・地域住民・地域の関係団体が相互に連携し、繋がることで地域振興に貢献します。

≪経営の基本方針≫

１・　魅力ある有利販売と JA 結集を通じた農業所得の安定的確保
２・　組合員との対話活動の推進
３・　組合員・役職員の意識改革
４・　役職員の人づくりの積極的な実践
５・　持続可能な JA 経営基盤の確立・強化

この理念のもと、組合員・利用者の皆さまの生活設計とニーズに応じた商品・サービスや「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するための取組方針を公表するとともに、社会情勢や環境変化等を踏まえて、より組合員・利用者本位の業務運営とするための具体的な取組みを実践しており、今回その取組状況を公表いたします。

（注）　共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連）が、共同で事業運営しております。
JA 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA 共済連のホームページ（https://www.ja-kyosai.or.jp）をご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1)金融商品

貯金・農業融資・各種ローン等をはじめとする組合員・利用者の豊かな暮らしに便利な商品・サービスをライフスタイルの変化等に合わせて提供しております。組合員・利用者の皆さまに提供する商品は、勤労世代から高齢者まで利用者の特性に応じた商品・サービスを提供しております。

なお、当組合は投資性金融商品の組成には携わっておりません。

(2)共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供しており、ご契約者様の総合満足度では2026年度（令和8年7月末時点）が 100％であり高水準な結果であります。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

共済事業については、全共連と共同で事業運営を実施しており、組合員・利用者の皆さまの声や共済事業に関する各種情報を相互に連携し、共済仕組み・サービス向上に取り組んでおります。

2. 組合員・利用者本位の提案と情報提供

当組合は、以下の組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添った活動に取り組みます。

(1)信用の事業活動

○ 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験等を踏まえながら、目的・ニーズに応じて、貯金・農業融資・各種ローン等の最良・最適な商品をご提案します。特に、ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含めてご理解いただけるよう丁寧に説明を行います。

○ 商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品間の比較が容易となるよう、パンフレット・タブレット等を活用して、わかりやすい情報提供を実施します。特に、組合員・利用者が負担する手数料・費用等の重要な情報は、丁寧な説明をおこないます。

○ 利用者の皆さまに対して、IB を活用した簡便な手続きを普及すべく啓蒙に努め日々の接点を通じて、わかりやすい説明を行っております。

(2)共済の事業活動

○ 組合員・利用者のご意向を把握した上で、ライフプラン等に基づく適切な共済仕組みの提案を行うとともに、組合員・利用者に十分に保障内容をご理解・ご納得いただき、真にご満足いただけるようわかりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施いたします。

○ 提案時から契約締結までの各段階において、丁寧なご意向の確認を実施します。

○ ご高齢の組合員・利用者に対しては、より丁寧にわかりやすくご説明するとともに、ご高齢の組合員・利用者のご家族を含め十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にご家族にもご同席いただくなど、きめ細やかな対応を行います。

○ 組合員・利用者のご意向・ニーズに沿った最適な仕組みを選んでいただけるよう、仕組みの特性等について、わかりやすい資料や丁寧な説明によって、適切かつ十分に情報提供することに努めます。

○ 組合員・利用者・地域住民の皆さまに「切れ目なく寄り添う」ことを基本コンセプトとし、ニーズに対応した保障提供に加え、健康増進、防災・減災、再発防止等のサービス提供を中心とした新たな付加価値の提供に取組み 3Q 訪問活動を通じてアフターフォローも実施しております。

○ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

3. 利益相反の適切な管理 【原則 3 本文および(注)】

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当(抱合せ取引等)に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、特定の組合員・利用者が他者より優遇された取引実態の検証を都度コンプライアンス点検や、各検査・監査の受検による確認を定期的に行い、方針に基づいた管理を実施しております。

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)原則 7 本文および(注)】

当組合は組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、個々に満足していただける金融商品・仕組み・サービスを提供できるよう、職員育成に向けた継続的・定期的な研修を実施するとともに、資格取得の支援等にも取組みます。